

新型コロナウイルスの感染拡大防止と業務継続対応のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、福島県に緊急事態宣言が出されたことを受け、当組合では、組合員及び職員への感染防止並びに組合の業務が停止するリスクを最小限に抑えることを目的として、次のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急対策を実施いたします。

この間、組合員並びに関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○実施期間

令和2年4月22日から5月8日

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、実施期間が変わる場合があります。

○職員の勤務体制

本所及び支所の職員を、出勤班と在宅班に分けた交代勤務とします。

○加入申込み

原則、電話連絡等により手続きを行い、対面による手続きを自粛いたします。

なお、組合員からの申し出がある場合は感染防止対策を徹底し訪問いたします。

○事故受付

原則、電話連絡等により手続きを行い、対面による手続きを自粛いたします。

なお、現地確認が必要な事故については、事前連絡を行い、組合員の下承を得たうえで訪問させていただきます。

また、面会の際は、手指の消毒やマスクの着用、一定距離を保つ等の感染防止対策を徹底いたします。